

食品安全委員会第773回会合議事録

1. 日時 令和2年2月18日（火） 14：00～14：48

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 4品目

[1] エタボキサム

[2] チアジニル

[3] ベンゾベンジフルピル

[4] ミクロブタニル

(厚生労働省からの説明)

・動物用医薬品 1品目

ジニトルミド (ポジティブリスト制度関連)

(厚生労働省からの説明)

(2) 企画等専門調査会における審議結果について

・令和元年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

・令和2年度食品安全委員会運営計画について

・2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果及び令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

(3) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

(第24回：令和元年9月30日時点)

(4) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、
吉田（充）委員

(説明者)

厚生労働省 田中食品基準審査課課長補佐

(事務局)

小川事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、近藤評価第一課長、
箴島評価第二課長、渡辺情報・勧告広報課長、蛭田評価情報分析官、
秋元リスクコミュニケーション官

5. 配付資料

- 資料1-1 食品健康影響評価について<エタボキサム>
- 資料1-2 食品健康影響評価について<チアジニル>
- 資料1-3 食品健康影響評価について<ベンゾベンジフルピル>
- 資料1-4 食品健康影響評価について<ミクロブタニル>
- 資料1-5 食品健康影響評価について<ジニトルミド>
- 資料1-6 「エタボキサム」、「チアジニル」、「ベンゾベンジフルピル」、「ミクロブタニル」及び「ジニトルミド」の食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項に基づく食品健康影響評価について
- 資料2-1 企画等専門調査会における審議結果について
- 資料2-2 令和元年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について
- 資料2-3 令和2年度食品安全委員会運営計画（案）
- 資料2-4 2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書
- 資料2-5 令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）
- 資料3 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第24回：令和元年9月30日時点）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第773回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から田中食品基準審査課課長補佐に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第773回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は12点ございます。

資料1-1から1-5までがいずれも同じ資料名で「食品健康影響評価について」、資料1-6が「『エタボキサム』、『チアジニル』、『ベンゾベンジフルピル』、『ミクロブタニル』及び『ジニトルミド』の食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項に基づく食品健康影響評価について」、資料2-1が「企画等専門調査会における審議結果につ

いて」、資料 2-2 が「令和元年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について」、資料 2-3 が「令和 2 年度食品安全委員会運営計画（案）」及びその参考資料の新旧対照表、資料 2-4 が「2019 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書」、資料 2-5 が「令和 2 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」、資料 3 が「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第 24 回：令和元年 9 月 30 日時点）」、以上でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、令和 2 年 1 月 14 日の委員会資料 1 の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1-1 から 1-5 までにありますとおり、厚生労働大臣から 2 月 13 日付で農薬 4 品目、動物用医薬品 1 品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、評価要請品目について、田中食品基準審査課課長補佐から説明をお願いいたします。

○田中食品基準審査課課長補佐 厚生労働省の食品基準審査課、田中と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1－6に基づきまして、御説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。1剤目、農薬エタボキサムでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受けまして、改めまして食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては、ばれいしょ、ぶどうなどに農薬登録がなされておりまして、今回、キャベツ、ブロッコリー等への適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおきまして毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておりません。また、諸外国におきましては、米国でうり科野菜、ぶどう等、カナダで小麦、大麦等に基準値が設定をされております。

食品安全委員会での評価等でございますが、これまで1回御評価をいただいております、ADIが0.05 mg/kg 体重/日と評価をされております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、2剤目、農薬チアジニルでございます。本件につきましては、農林水産省から畜産物への基準値設定の要請がございまして、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤です。

日本におきましては、稲に登録がございまして。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価はなされておらず、諸外国におきましても基準値は設定をされてございません。

食品安全委員会での評価等ですが、これまで1回御評価をいただいております、ADIが0.04 mg/kg 体重/日とされております。

続きまして、3剤目、農薬ベンゾビンジフルピルでございます。本件につきましては、インポートトレランスによる農薬の残留基準設定の申請がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤です。

日本におきまして、農薬登録はされておきませんが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準では小麦、コーヒー豆等に設定されています。また、諸外国におきましては、米国及びカナダにおいてブルーベリー、コーヒー豆等に基準値が設定されています。今回は、ブルーベリー、コーヒー豆等についてインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会での評価等ですが、これまで1回評価をいただいております、ADIが0.012 mg/kg 体重/日、ARfDが0.1 mg/kg 体重と設定をされております。

続きまして、4剤目、農薬ミクロブタニルでございます。本件につきましては、インポートトレランス申請による農薬の残留基準設定の申請がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものです。

用途は殺菌剤です。

日本におきましては、農薬としてりんご、ねぎ等に農薬登録がされています。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRで評価をされておりまして、国際基準としてぶどう、仁果類などについて基準値が設定をされています。諸外国の基準ですが、米国でラズベリー、パパイア、欧州でラズベリー、バナナ等の基準値が設定されています。なお、今回は、ラズベリー、パパイアなどについてインポートトレランス申請がされています。

食品安全委員会での評価等ですが、これまで3回評価をいただきておりまして、ADIが0.024 mg/kg 体重/日、ARfDは2.4 mg/kg 体重と0.31 mg/kg 体重と評価をされています。

続きまして、5剤目、動物用医薬品ジニトルミドでございます。本件につきましては、ポジティブリスト制度導入時に設定をした暫定基準の見直しのため、食品健康影響評価をお願いするものです。

用途は抗原虫薬及び合成抗菌薬でございます。

日本におきましては、鶏を対象に動物用医薬品として承認をされています。

国際機関、海外での状況でございますが、JECFAでは評価がなされておらず、国際基準は設定をされておられません。諸外国の基準につきましては、米国、カナダで鶏及び七面鳥に基準値が設定をされています。

食品安全委員会での評価ですが、今回は初回となります。

最後になりますが、別添2といたしまして、食品安全委員会に評価依頼を2回目以降お願いするものにつきましては、追加データの状況について列記しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いたします。

特にございませんか。

ただ今厚生労働省から御説明いただいた農薬エタボキサム、チアジニル、ベンゾベンジフルピル及びミクロブタニルの4品目につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定1の(2)の規定により、担当の吉田緑委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いしたいと思っております。

○吉田（緑）委員 分かりました。

まず、農薬エタボキサムにつきましては、急性神経毒性試験や遺伝毒性試験等の結果が、農薬チアジニルにつきましては家畜代謝試験及び家畜残留試験の結果が、農薬ベンゾベンジフルピルにつきましては、急性経口毒性試験等の結果がそれぞれ追加提出されていることから、いずれも現時点では既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えられます。

農薬マイクロブタニルにつきましては、作物残留試験の結果のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えられます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今吉田緑委員から説明いただきましたが、農薬マイクロブタニルについては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂する。それから、農薬エタボキサム、チアジニル及びベンゾベンジフルピルについては、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことですので、農薬専門調査会において審議するというところでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

また、動物用医薬品ジニトルミドについては、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。

田中課長補佐、ありがとうございます。

(2) 企画等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「企画等専門調査会における審議結果について」であります。

本年1月30日に行われました第29回「企画等専門調査会」の審議の結果、①令和元年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定、②令和2年度食品安全委員会運営計画、③2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果及び令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について、資料2-1から資料2-5までのとおり、委員会に報告することとされております。

それでは、詳細について、事務局から説明をお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、初めに、令和元年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について、資料2-2に基づいて説明をさせていただきます。

資料2-2をお開きください。企画等専門調査会におきましては、昨年11月に開催されました第28回と今年1月に開催されました第29回の2回の企画等専門調査会で、自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について議論をいたしました。1ページの※のところに記載しておりますとおり、案件募集の結果、39件の提案が寄せられまして、1回目、第28回の審議において、ここに記載のとおり2品目に絞り込みが行われまして、第29回にはこの2品目について審議が行われました。

まず1件目は、「野菜及びその加工品での腸管出血性大腸菌」、それから、同じハザードということで「微生物リスク管理のMetricsを用いた規格と製造基準の策定に必要なリスク評価」という案件でございます。

本件は、次の2ページから3ページを御覧いただきたいと思いますが、野菜、特に漬物等の加工食品が腸管出血性大腸菌によって汚染されて起こる食中毒の関係の提案でございます。3ページの上段にございますとおり、厚生労働省、農林水産省等が行っている調査結果でも、野菜等から腸管出血性大腸菌が検出されないという調査結果が上がっておりまして、審議におきましては、評価に必要と考えられる科学的知見が不足しており、評価が困難であるというような議論が行われまして、結論といたしましては、自ら評価案件としては取り上げないけれども、引き続き、食品安全委員会に情報収集を行うという形で取りまとめられたものでございます。

2つ目の案件候補がグルテンでございます。グルテンにつきましては、この資料の7ページ目をお開きいただきたいと思いますが、グルテンフリーによって体調改善が認められる事例が多くなってきており、健康影響を調査してほしいという趣旨の御提案でございます。本件につきましては、グルテンによる腸内環境の悪化等の健康影響のおそれということが提案理由にも指摘されていた訳でございますけれども、この懸念を示唆するのに十分な資料がないということで、評価は困難ではないかという議論が行われ、結論といたしましては、自ら評価案件としては取り上げないが、引き続き食品安全委員会において情報収集を行うという形で取りまとめられたものでございます。

以上のとおり、企画等専門調査会におきましては、この2つの案件いずれも食品安全委員会において情報収集を行うという形で取りまとめられました。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

まず、令和元年度の食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の説明をしていただきましたが、企画等専門調査会からの審議結果のとおり、「野菜及びその加工品での腸管出血性大腸菌」及び「微生物リスク管理のMetricsを用いた規格と製造基準の策定に必要なリスク評価」については、食品安全委員会において情報収集を行う。それから、グルテンについても食品安全委員会において情報収集を行うということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 それでは、続きまして、令和2年度食品安全委員会運営計画について、説明をお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、お手元の資料2-3に基づきまして、御説明をさせていただきます。資料2-3には後ろに参考資料としまして、今年度の運営計画と新旧対照表の形になっているものが配付されているかと思しますので、そちらの方で御説明をさせていただきます。

初めに1ページ目でございますけれども、重点事項の記載がございます。令和2年度の運営計画におきましては、重点事項の1つ目としまして、「食品健康影響評価の着実な実施」を掲げ、その中に3点を記載しております。1つ目が「a. 農薬再評価制度に向けた取組の推進」ということで、令和3年度から開始される再評価制度の実施に向けて、リスク管理機関と連携しつつ、準備作業を進める旨の記載となっております。

2つ目が「b. 器具・容器包装のポジティブリスト制度に係るリスク評価の実施」でございます。平成30年6月の食品衛生法の改正によりまして、来年度から器具・容器包装のポジティブリスト制度が施行されます。器具・容器包装から食品へ移行する物質について、昨年制定いたしました評価指針等に基づいて、順次リスク評価を行っていく旨を記載しております。

3点目といたしまして、「c. 新たな評価手法の導入に向けた検討」でございます。ベンチマークドーズ法につきまして、昨年10月に委員会決定いただきましたベンチマークドーズ法の活用に関する指針、動物試験で得られた用量反応データの適用の関係でございますけれども、その活用を進めるとともに、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けた検討を進めることとしております。また、*in silico*評価手法の活用の推進のために、その適用手順について知見の蓄積を行う旨を記載しております。

重点事項の大きな2つ目といたしまして、「リスクコミュニケーションの戦略的な実施」でございます。平成27年の企画等専門調査会の取りまとめ、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」に基づいて、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する旨を記載しております。

重点事項の3つ目といたしましては、研究・調査事業の活用でございます。昨年改正をいたしましたロードマップに基づいて研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用し、また、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する旨等を記載しております。

重点事項の4つ目といたしましては、海外への情報発信、国際会議等への参画等の国際

関係でございます。ここでは、協力文書を締結している機関との定期会合や、海外の専門家を招聘した国際ワークショップの開催等について記載をいたしております。

2 ページの第2 以下は各論でございます。

第2 の「委員会運営全般」については、例年どおり毎週火曜日の委員会会合の開催等、実施していく旨を記載いたしております。

続きまして3 ページ、第3 の食品健康影響評価の関係でございます。1 つ目がリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施の関係でございますけれども、ここは例年どおりの記載となっております。

3 ページの下の方の「2 評価ガイドライン等の策定」におきましては、今年度の評価ガイドラインの策定の関係といたしまして、器具・容器包装について、ポリマー添加剤の評価に対応するための指針の改定、薬剤耐性菌につきまして国際的な動向を踏まえた適切な評価の推進の観点からの評価指針の改定を実施するとともに、農薬につきましては、再評価制度の開始を見据えた残留農薬に関する指針の改定に向けて検討を進める旨を記載しております。

また、このほか添加物や遺伝子組換え食品等について改定の検討を行う旨を記載しております。

4 ページの3、自ら評価の関係につきましては、自ら評価の案件につきまして、今年度と同様のスケジュールで選定を実施すること。また、既に選定をされております食品中の鉛とアレルギー物質についての調査審議を進めること等を記載いたしております。

4 ページの下、第4 「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」につきましては、この後の議題でも出てまいりますけれども、例年どおり、来年度も10月を目途に調査を実施する旨を記載いたしております。

5 ページにまいりまして、第5、研究・調査事業の推進の関係でございます。来年度の食品健康影響評価技術研究の関係につきましては、昨年度と若干順番を入れかえておりますけれども、前年度に終了した案件の事後評価の実施、今年度実施した研究課題の中間評価等の実施、来年度から実施する食品健康影響評価技術研究課題の選定の関係について、それぞれ記載をいたしております。

また、適正な経理の確保、関係府省との連携等についても、例年どおりの記載をいたしております。

続きまして6 ページにまいりまして、調査事業の関係でございます。対象課題の選定につきまして、ロードマップを踏まえて優先実施課題を策定し、今年度と同様のスケジュールで実施していく旨を記載いたしております。また、選定された対象課題につきましては、実施計画をホームページ等で公開し、調査結果につきましても、食品安全総合情報システムにより公開すること等についても記載をいたしております。

また、5年後のプログラム評価に向けまして、今年度から、これまでに行った研究事業、調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡調査を行っていきたいと考え

ております。

6 ページの真ん中から第6、リスコミの関係でございます。初めに、前段の数字を振っていないところがございますけれども、先ほどの重点項目と同様、「リスクコミュニケーションのあり方について」の企画等専門調査会取りまとめを踏まえて、戦略的にリスクコミュニケーションを実施することとしております。また、重点テーマは「食品安全の基本的な考え方」、「食中毒」というところは今年度と同様でございます。重点対象者、学校教育関係者及び食品関係事業者につきましても同様でございますが、特に平時においてはこういう形でやっておきますけれども、何か機動的な対応が必要な場合には適切に対応する旨も付記をいたしております。

また、今後のリスクコミュニケーションを的確に実施する観点から、来年度、一般消費者など国民を対象とした意識調査の実施についても記載をいたしております。

その下、様々な手段を通じた情報の発信、ホームページの関係でございますけれども、来年度におきましては、一般消費者向けの情報について、より見やすくなるようにするという観点から、ページ構成や記載内容の見直しを行いたいと考えております。

7 ページに行っていただきまして、SNS等の関係でございます。まず、Facebookにつきましましては、機動的な対応が必要な健康被害案件、食中毒に関連した情報等の季節性を考慮した記事に加えまして、利用状況分析やアンケート結果を踏まえた利用者ニーズに沿ったテーマの記事を適時発信するというようにいたしております。

また、②メルマガの関係でございますけれども、特に「読物版」につきましましては、消費者だけではなく、食品関係事業者等にも役立つ情報の発信ということで実施していきたいと考えております。

③ブログにつきましましては、Facebookと同じ内容を発信しているところがございますけれども、アーカイブ機能を持つという特性を活かした情報提供の場としていきたいと考えております。

④YouTubeの関係でございますけれども、「精講：食品健康影響評価」等の講座につきまして、より見やすいような形で資料を入れ込むなど編集をした上で、掲載をしていきたいと考えております。

次に、冊子等の紙媒体、広報誌、パンフレット等の関係でございますけれども、広報誌「食品安全」の発行、また、パンフレットといたしまして「食品安全委員会」及び「キッズボックス総集編」等を配布していきたいと考えております。また、リスクアナリシスの考え方とかリスク評価の実例について解説したポスターを今年度つくりましたので、これを学会のブース出展等で掲示して、来場者に対し食品安全委員会の活動に対する理解促進を図っていきたいと考えております。

また、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の作成についても進めていく旨を記載しております。

7 ページの一番下、用語集の関係でございますけれども、今年度、用語集を作成いたし

ましたので、食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供を進めていきたいと考えておりました、その旨記載をいたしております。

8ページに行ってくださいますと、講座関係についての記載をしております。

まず初めに、評価書等の解説講座ということで、今年度も実施しておりますけれども、「精講：食品健康影響評価」を複数地域で開催する旨を記載しております。

また、意見交換会、講師派遣等につきましては、波及効果を期待するということで重点対象に選んでおりますけれども、特に教育関係者、食品関係事業者を対象といたしまして、地方公共団体と共催の意見交換会を各地で開催していきたいと考えております。

また、広く一般消費者を対象とした講座といたしましては、地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等に講師派遣も実施していきたいと考えております。

また、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても対応していきたいと考えております。

(3)は訪問学習の受入れということで、これまでも実施してきておりましたけれども、中学生、高校生、大学生等から訪問学習の申込みがあった場合には、積極的に受入れ、対応をしてみたいと考えております。

(4)はタイトルを見直して、食の安全ダイヤルの活用について記載をしております。

9ページ、関係団体との連携の関係でございます。リスク管理機関との連携、地方公共団体との連携等を進めるとともに、マスメディアのところについて少し記載を充実させております。特にマスメディアとの関係では、新しい食品健康影響評価だけではなくて、季節性や話題性を踏まえたテーマ設定を行って、意見交換会を実施していきたいと思っております。

また、消費者団体との間では、先方の要望を踏まえつつでありますけれども、構成員が参加するよう場へ講師派遣を実施していきたいと考えております。

緊急事態への対処につきましては、この後の議題でも御説明をさせていただきますけれども、例年どおり訓練等を実施する旨を記載しているところでございます。

10ページに行ってくださいまして、第8、食品に関する情報の収集、整理及び活用との関係でございます。ここににつきましては、引き続き、確実に実施していきたいと考えております。

第9が国際協調の推進ということでございます。初めに、国際会議等への派遣の関係でございますけれども、ここに記載しているとおおり、現時点で想定をされる国際会議等に委員、専門委員、事務局職員等の派遣を実施していきたいと考えております。

海外の研究者の招聘につきましても、今年と同様に実施してまいります。海外の食品安全機関との連携強化でございますけれども、ここに記載しております協力文書を締結している機関等との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

海外の情報発信の関係でございますけれども、引き続き、食品健康影響評価あるいは研

究調査の關係の英訳を行い、順次英語版をホームページに掲載するほか、食品安全に関する論文や食品健康影響評価書の概要等を掲載する英文ジャーナルを発行しておりますけれども、これを年4回引き続き発行するとともに、PubMedへの掲載を通じて国内外に広く情報発信していきたいと考えております。

来年度の食品安全委員会運営計画につきまして、以上のような形で企画等専門調査会において御承認をいただきましたので、御審議をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。よろしいですか。

それでは、本案については、広く国民からの意見を聞いた上で最終決定を行いたいと思います。そういうことでよろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 それでは、本件については、意見の募集の手続に入ることといたしますので、事務局、よろしくお願いいたします。

続きまして、2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果及び令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について、説明をお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、お手元の資料2-4と2-5に基づいて御説明をさせていただきます。

初めに、資料2-4、今年度の食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果報告書でございます。

ページをめくっていただきますと、1ページから今年度を実施した訓練の内容を紹介しております。初めに、実務研修といたしまして、4月に実施いたしました緊急時の対応手順等についての研修でございます。過去にこの研修を受講したことのない方を中心に約30名が参加をいたしまして、食品安全委員会の果たす役割等々について研修を実施いたしました。

また、10月と11月にはこの記載の(2)と(3)のとおり、情報収集・分析研修、情報共有・発信研修ということで、堀口委員に講師になっていただきまして、研修を実施いたしました。

2ページにまいります。(4)として、ホームページ掲載等に関する手順の研修を実施しております。食品安全委員会の主要な役割であります情報発信について、緊急時におい

てホームページの更新手順、あるいはFacebook、ブログへの投稿手順について説明を行っております。

また、2ページの後段からは確認訓練ということで、昨年は12月6日に実施いたしましたが、消費者庁等を中心に関係省庁と連携して行った確認訓練の結果でございます。

内容につきましては3ページを御覧ください。具体的なハザード名を含めシナリオ非提示で、事案が発生してから資料を作成するなどの訓練を行いました。仮想シナリオの概要は3ページの下半分に枠囲みで記載しておりますとおり、今年の訓練は腸管出血性大腸菌0157により複数自治体で食中毒が発生しているという状況を想定して行いました。12月6日の10時ぐらいから午後2時の総括官会議までおよそ5時間程度かけて訓練を実施したものでございます。

その訓練結果の検証につきましては4ページから5ページ記載があります。特に確認訓練につきましては、5ページを御覧いただければと思いますけれども、全体的な対応あるいは他省庁との連携を含めて冷静に、あるいはスムーズに対応できたのではないかと考えております。オの訓練シナリオについてのところに記載がございますとおり、今年の訓練は、訓練開始時に先ほど御説明したとおり、0157という形で既にハザードが特定をされておりました。そうした点におきまして、食品安全委員会にとってはスムーズに対応が進むシナリオとなっていたのではないかと考えられます。訓練参加者からは、原因が不明な時間帯を設けるなど、より実践的なシナリオとすべきではないかというような意見が出されたところでございます。

来年に向けての検証結果が6ページから7ページに記載がございます。6ページの課題のところを御覧いただけますでしょうか。引き続き、食品安全委員会の役割に即した研修等を積み重ねて、緊急時対応体制を強化していく必要がある。あるいはその下の○にございますとおり、実務研修と確認訓練の2本立ての訓練体系は、必要な技能を習得し、その習得レベルを確認する上で効果的な設計であると考えられる。次年度についても、今年度の訓練結果を踏まえて必要な改善を行いつつ、引き続き訓練を実施していくというように形で取りまとめられたところでございます。

以上が2019年度の実施結果報告書でございます。これを踏まえて来年度の緊急時対応訓練計画を資料2-5として取りまとめております。資料2-5を御覧ください。

基本方針、重点課題につきましては、基本的に今年度と同様でございます。引き続き実務研修と確認訓練の2本立てで訓練を実施していくということでございます。実施スケジュールにつきましても、先ほど説明をした今年度の訓練と同様のスケジュールで実施したいと考えておまして、4月は人事異動もございますので、特に新規に移動してきた職員を中心に、食品安全委員会の果たすべき役割やこれまでの実例等についての研修を実施するほか、今年度は10月、11月に実施しましたが、秋に実務研修を実施し、それから、例年どおりであれば12月になると思っておりますが、関係省庁と連携しての確認訓練ということで、今年度と同様の訓練を実施していきたいと考えております。

なお、詳細な実務研修の内容でありますとか確認訓練のシナリオにつきましては、関係省庁と中身を詰めていかなければなりません、特に実務研修の内容等につきましては、この訓練計画を御承認いただけましたら、具体的な進め方等について検討してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画については、報告された案のとおり決定するという事によろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

この計画に沿って訓練を実施してまいりたいと思います。

(3) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(第24回:令和元年9月30日時点)

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(第24回:令和元年9月30日時点)」であります。

事務局から説明をお願いいたします。

○渡辺情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料3に基づいて御説明いたします。タイトルは「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について」というものであります。

関係行政機関の施策の実施状況を監視するために実施している調査でありまして、食品健康影響評価がリスク管理措置に適切に反映されているかどうかを把握するためのものです。調査対象品目ですけれども、調査基準日を下の方、令和元年9月30日に設定しておりまして、(1)としまして調査基準日の2年前、平成29年10月1日から調査基準日の1年前、平成30年9月30日までの1年間に食品安全委員会がリスク管理機関やリスク評価結果を通知した品目、186件。(2)としまして平成29年9月30日以前に通知が行われましたが、前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目、83件。この合計の269

件が対象となっております。この関係を示したものが1ページ目の下の図になります。

1枚おめくりください。施策の実施状況の一覧表でございます。調査対象全体で269件と申し上げましたが、リスク管理措置が講じられたか、あるいは講じられていない場合、どのような段階かということで整理しております。269件のうち「a. リスク管理措置済み」の欄の一番下、182件につきましては、リスク管理措置が講じられていました。その結果、差引き合計で87件、b. からd. の欄の合計になりますけれども、リスク管理措置の実施までに至っていないということになります。この87件につきましては、次年度の調査対象になります。

各ハザードグループ別の状況については、3ページ目以降に記述しております。1. の(1)で全体的な措置状況でございます。ハザード別では食品添加物、微生物・ウイルス等、プリオン、遺伝子組換え食品等、その他(アルミニウム)につきましては、全ての調査対象品目でリスク管理措置が講じられておりました。

その他のハザードでリスク管理措置に至っていないものとしまして、肥料・飼料等では1件のみリスク管理措置に向けて手続中であります。器具・容器包装は6件についてリスク管理措置に向けて手続中。新開発食品は1件について審議会で審議中。汚染物質については4件がリスク管理措置に向けて手続中、1件は審議会の開催に向けて準備中となっております。

(2)としまして農薬、動物用医薬品、若干数が多いのですがけれども、こちらは調査対象として合わせて198品目のうち126品目でリスク管理措置が講じられており、27品目が手続中または審議中でありました。審議会開催に至っていない残る45品目について、内訳、時間を要している理由についての説明であります、大きく4つ示しております。1点目が食品安全委員会の再諮問のための資料収集が必要であること。次に、申請者の資料提出を待つ必要があること。基準設定に必要な海外データ等の収集が必要であること。さらに他の行政機関での対応を待つ必要があることというものでございました。この45品目のうち37品目につきましては、平成29年9月30日以前にリスク評価結果を通知しているものであります。

(3)のかび毒・自然毒等については、今回調査対象となった3件はいずれも自ら評価の対象でありますデオキシニバレノール、オクラトキシンA及びフモニシンであります。フモニシンにつきましては、後ほど2. の(4)で申し上げますけれども、農林水産省によりリスク管理措置が講じられ、令和元年8月6日に資料中の基準が設定されております。厚生労働省からは前回調査でリスク管理措置済みと報告を受けております。

デオキシニバレノールにつきましては、厚生労働省より食品安全委員会に平成30年2月22日付で食品中のデオキシニバレノールの規格基準を設定することについて諮問され、令和元年12月24日に評価結果を取りまとめ、通知をしたところです。今後、厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会にて審議が行われる予定です。

オクラトキシンAにつきましては、平成28年11月29日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分

科会食品規格部会での審議の報告を踏まえまして、現在、調査が継続して行われているという状況でございます。

次に、4ページ目の2. リスク管理措置が講じられた主な品目について御報告いたします。まず、硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウムでございます。

食品安全委員会が平成22年3月にアルミニウムについて「自ら評価」を行うことを決定しまして、その後、厚生労働省から、平成29年3月に硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて評価要請を受けております。平成29年12月に評価結果を取りまとめ、通知したものであります。

厚生労働省においては、平成30年11月30日に食品、添加物等の規格基準が一部改正され、硫酸アルミニウムアンモニウムと硫酸アルミニウムカリウムの使用量について基準の追加が行われました。

(2) としまして豆腐の規格基準の改正でございます。厚生労働省から平成29年4月に評価要請を受けまして、平成30年1月に食品安全委員会の評価結果を取りまとめ、通知したものです。厚生労働省においては、平成30年7月13日に食品、添加物等の規格基準の一部改正が行われ、無菌充填豆腐の製造時の殺菌または除菌等の方法について設定が行われております。

3点目はプリオン関係で、英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓です。厚生労働省から平成29年8月に評価要請を受け、平成30年2月に食品安全委員会での評価結果を取りまとめ、通知をしたものです。厚生労働省においては、平成31年1月に「食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国または地域について」が発出されまして、我が国を除く食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国または地域に、英国が追加されました。

(4) のフモニシンにつきましては、先ほど報告しましたとおり、農林水産省によりリスク管理措置が講じられ、令和元年8月6日に飼料中の基準が設定されております。

報告は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今報告いただきましたけれども、何か記載事項等について御質問等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

では、この報告を受けたということにしたいと思っております。

(4) その他

○佐藤委員長 ほかに議事はありますか。

○矢田総務課長　　ごさいません。

○佐藤委員長　　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　　次回の委員会会合は、来週 2 月 25 日火曜日 14 時から開催を予定しております。

　　それから、19 日水曜日 14 時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、同じく 19 日水曜日 14 時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

　　以上をもちまして、第 773 回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　　どうもありがとうございました。